

第1章

計画の策定

1 計画策定の趣旨

(1) 地域福祉とは

地域では、かつて「お互い様」といった地域での助け合いにより、人々の暮らしが支えられてきました。都市化の進展とともに「お互い様」が薄れ、行政が担う福祉サービスの領域は広がりました。

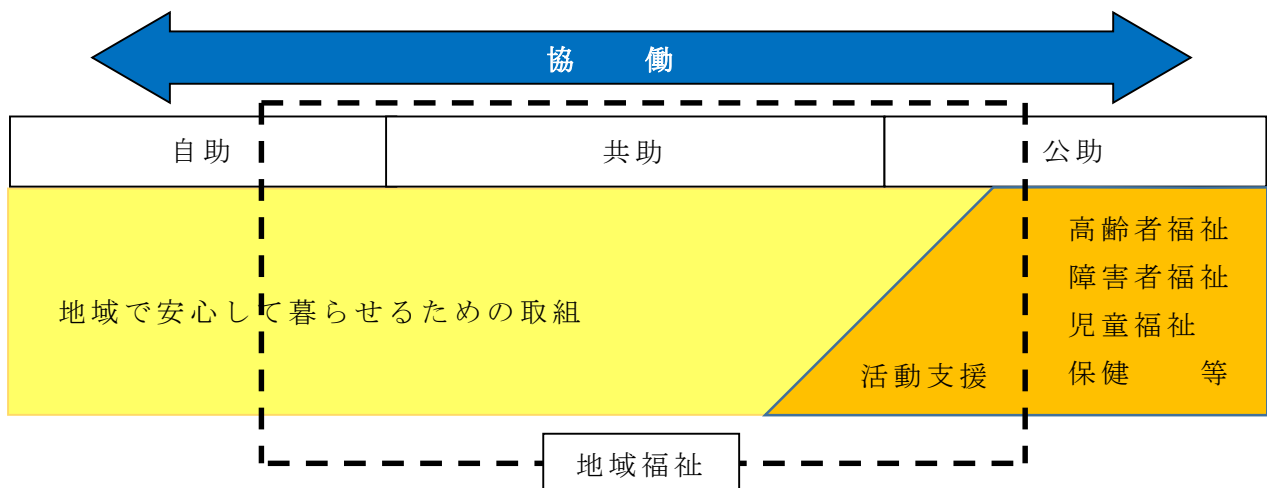
福祉サービスは、その時々福祉に対するニーズに応じて、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の分野ごとに整備されてきました。

近年の急速な少子高齢化、核家族化等により、福祉に対するニーズは多様で複雑なものになり、1つの福祉サービスだけでは対応できないこともあります。また、福祉に対するニーズには、地域の支え合い、助け合いによって解決できるものがあります。

これからの地域社会では、行政が担う福祉サービスだけではなく、かつて地域にあった「お互い様」の相互扶助と組み合わせて取り組んでいくことが求められています。

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちをはじめとした様々な活動主体（市民、市民活動団体、事業者等）が支え合い、協働して進めていく、地域づくりの取組です。

地域福祉を推進するためには、適切な行政施策（公助[※]）と支え合う地域力（自助[※]・共助[※]）による協働の取組が基本となります。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条（102ページ参照）で、市町村は地域福祉計画を策定するものと規定しています。地域福祉は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者（事業者）、社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して推進するものとされています。

平成19年3月に、市民、市民活動団体、事業者、鶴ヶ島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）及び市が協働して、鶴ヶ島市地域福祉計画（以下「第1次地域福祉計画」という。）を策定しました。計画期間は平成19年度から平成28年度までで、地域の支え合い、助け合いの仕組みづくりをめざすものです。

社会福祉協議会では、平成8年度から平成17年度までを計画期間とした鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第1次地域福祉活動計画」という。）を策定しました。地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が市民、市民活動団体、事業者等に呼びかけて、主体的に地域福祉に取り組むべき活動を具体化した行動計画です。

平成18年度以降は地域福祉活動計画の策定に至っていませんが、引き続き社会福祉協議会として地域福祉の推進に向けた事業に取り組みました。

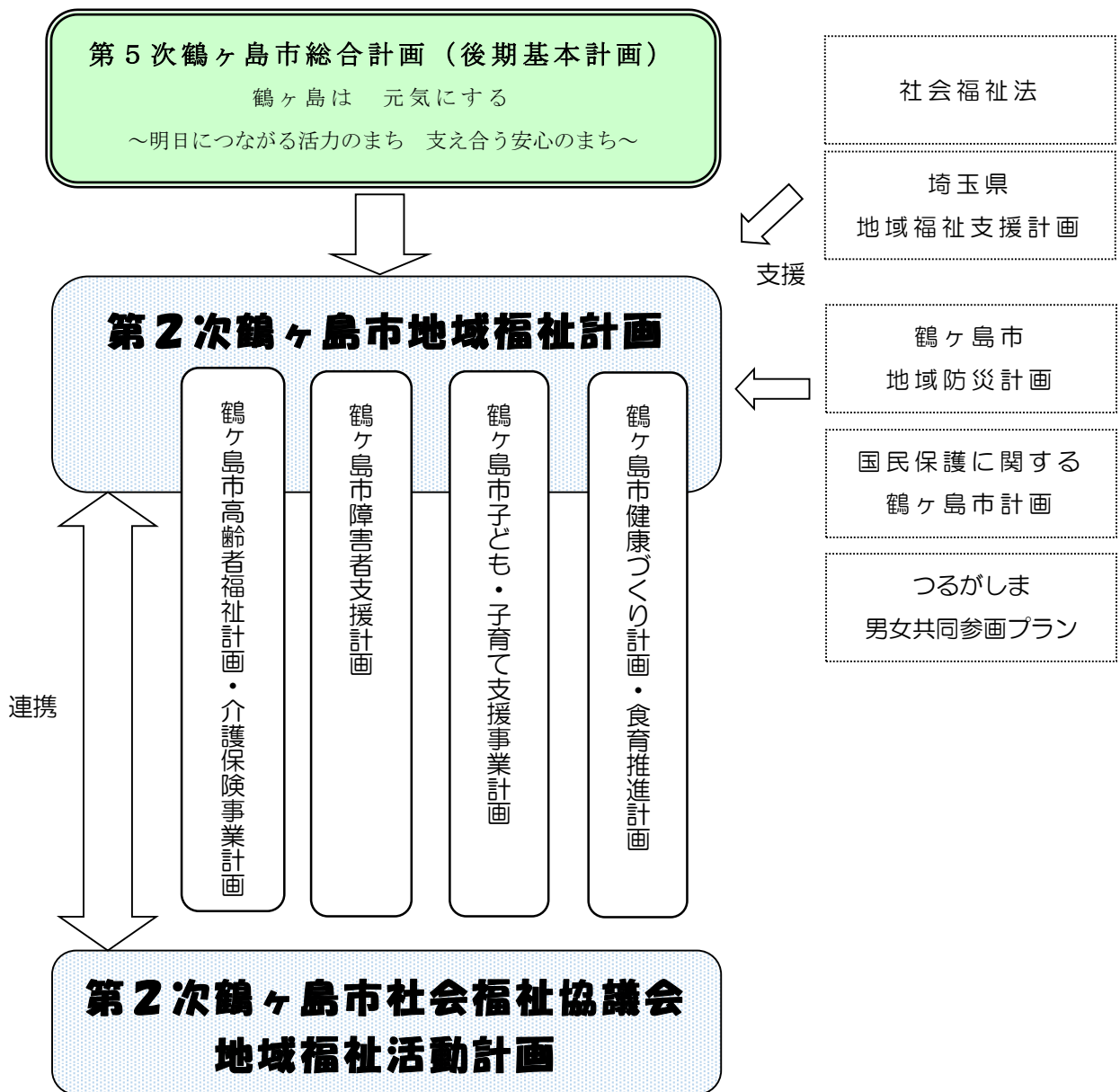
市及び社会福祉協議会は、第1次地域福祉計画の計画期間満了に伴い、市の地域福祉における現状及び課題を把握し、より効果的な地域福祉の展開を図るために、「第2次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を協働して策定しました。

地域福祉計画	地域福祉活動計画
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第107条の規定により策定する行政計画 ・地域福祉を推進するための方向性を明確にする計画 ・個別の福祉計画では対応できない、横断的な取組を明確にする計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉協議会が提唱する「地域福祉活動」の指針となる計画 ・市の地域福祉計画に盛り込まれた事項のうち、社会福祉協議会が主体的に取り組むべき事業を具体化した計画 ・地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や住民組織、住民の基本的な指針となる計画

(3) 計画の位置付け

第2次鶴ヶ島市地域福祉計画（以下「第2次地域福祉計画」という。）は、社会福祉法や埼玉県地域福祉支援計画等を踏まえつつ、第5次鶴ヶ島市総合計画（後期基本計画）を上位計画とし、市の福祉関係計画などとの整合性を図りながら、各計画を横串する計画です。

第2次鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「第2次地域福祉活動計画」という。）は、第2次地域福祉計画と連携して、社会福祉協議会の事業を具体化する計画です。

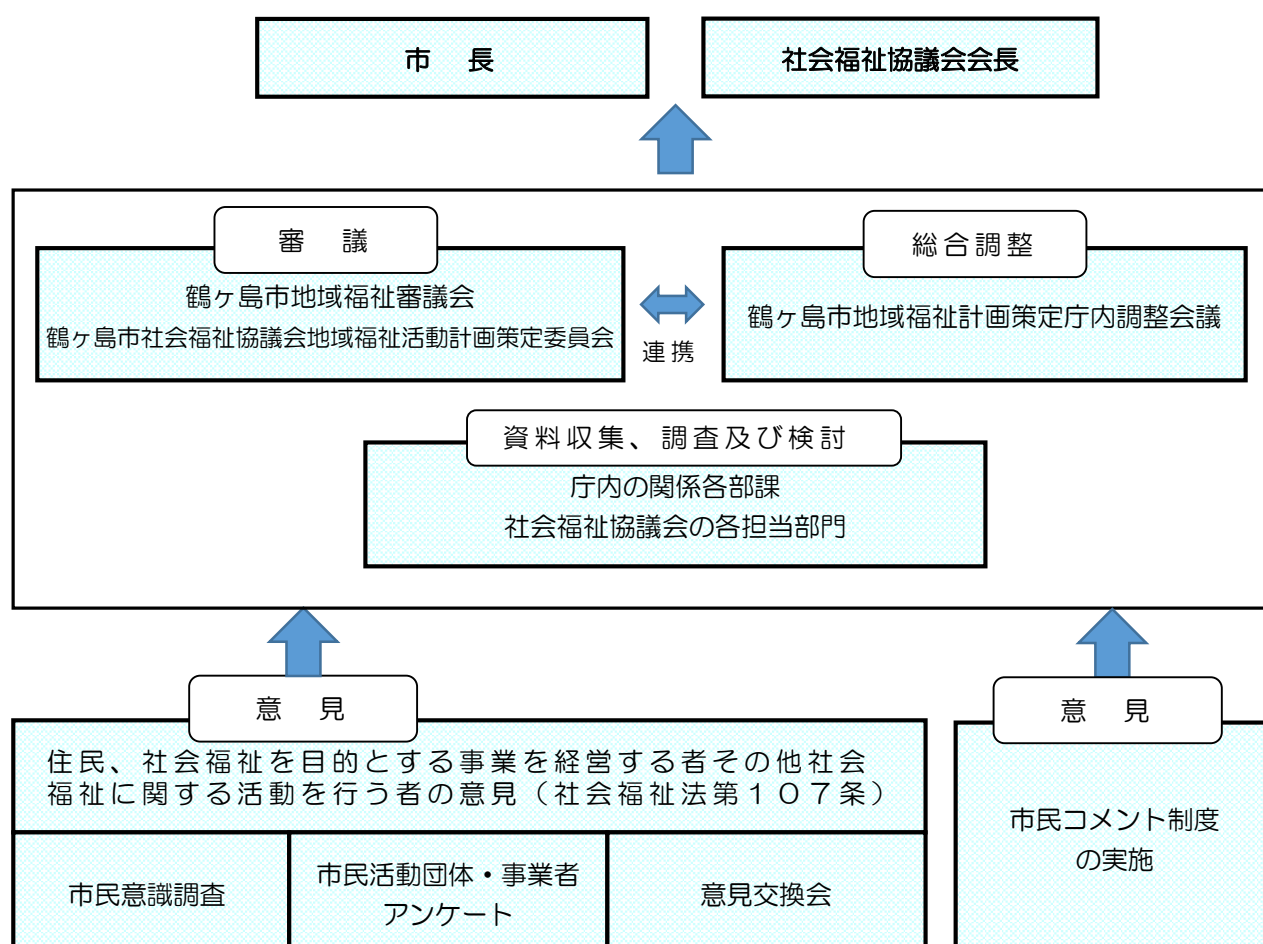


2 計画の策定体制

計画の策定に当たって、地域福祉に関する市民意識調査（82ページ参照）、市民活動団体・事業者アンケート（92ページ参照）、地域福祉意見交換会（97ページ参照）を行いました。

市の現状を踏まえ、市民、社会福祉事業の従事者、地域福祉活動の関係者、地域福祉の学識経験者等の13人で組織する鶴ヶ島市地域福祉審議会（103ページ参照）及び社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（104ページ参照）にて審議を重ねました。

また、市の関係行政部門間の課題及び施策の連携推進を図るため、鶴ヶ島市地域福祉計画策定庁内調整会議（105ページ参照）を組織するとともに、関係部課において資料収集、調査及び検討を重ねました。



この計画の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的として、計画案の趣旨、内容を公表し、その案について市民から提出された意見（市民コメント制度）を考慮して策定しました。

3 第1次地域福祉計画における取組状況の検証

(1) 基本目標ごとの取組

第2次地域福祉計画の策定にあたり、平成28年度を目標年度とする第1次地域福祉計画における施策の取組状況を検証するため、これまでの主な取組の成果と今後の課題について、4つの基本目標ごとに、次のとおり整理しました。

基本目標1 みんなで地域のコミュニティをつくる

- ① 世代間交流の推進
- ② 交流の拠点づくり
- ③ 自治会活動の推進

世代間交流の推進では、各市民センターの高齢者学級での子どもとの交流事業や市民センターと市民団体が協働して開催する子どもと高齢者との交流事業、保育所での高齢者とのふれあい行事などが実施されています。

また、障害当事者、障害者支援団体、事業所等による障害者支援ネットワーク協議会^{*}が結成され、交流事業なども実施されています。

交流の拠点づくりでは、学校の余裕教室等を地域支え合い協議会^{*}や地域福祉団体の活動の拠点として活用しています。一方で、地域に開放していた部屋を教室に戻す学校もありました。元区画整理事務所の施設を、子どもの集いの場や学童保育室として活用しています。また、自宅や自治会館、市民センター、福祉事業所において高齢者のサロン^{*}などが開催されています。

自治会活動の推進では、自治会^{*}の今日的課題をテーマとしてコミュニティ協議会^{*}との協働により、研修会、情報交換会等を行っています。

平成19年度に67.9%であった自治会加入率は、平成28年度には64.6%に減少しています。今後も自治会活動や地域コミュニティ活動の推進が必要です。

第1次地域福祉計画における主な取組
ふれあい・いきいきサロン（10→37ヶ所）
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場等）（4→5ヶ所）
障害者支援ネットワーク協議会の結成（平成25年度）

基本目標 2 みんなで支え合いのシステムをつくる

- ① 地域の支援体制の推進
- ② 地域福祉の担い手づくり
- ③ 必要な情報が行き渡る仕組みづくり

地域の支援体制の推進では、地域支え合い協議会が6つの地域（鶴ヶ島第二小学校区、富士見地区、南小学校区、杉下小学校区、西部地区、中央地区）で設立され、地域の課題を地域で解決していくための取組を進めました。多様な主体による地域支え合い協議会が設立され、ネットワークの強化が進みました。今後も、市内全域に協議会が設置されるよう支援していくことが求められます。

相談体制の充実については、地域包括支援センター※を3ヶ所としました。また、障害者基幹相談支援センター※と生活困窮者自立相談支援センター※を新設し、平成27年度からは生活サポートセンター※として両センターを一体的に運営するなど新たな体制が整備されています。

地域福祉の担い手づくりでは、市民活動・ボランティア講座等の開催、NPO※設立の支援などを実施しています。しかし、担い手不足や担い手の高齢化が懸念されています。平成27年度からは、高齢者の生活を支えるため、介護予防活動や生活支援サービスの創出、担い手の養成等を行う生活支援体制整備事業※（生活支援体制推進協議会※の設置及び生活支援コーディネーター※の配置）を進めています。

情報の共有については、地域ICT利活用事業（地域SNS）※により情報発信・情報収集を進めました。情報の共有に向けて、市、社会福祉協議会、事業者等のより多くの連携が必要になります。

第1次地域福祉計画における主な取組
つるがしま見守りねっと（高齢者見守りネットワーク）の設置 （平成23年度）
地域包括支援センター（2→3ヶ所）
障害者相談支援センターの設置（平成25年度）
生活困窮者自立相談支援センターの設置（平成27年度）
地域支え合い協議会の設立（平成23年度～：6協議会）
ファミリー・サポート・センターの設置（平成23年度）
助け合い隊の活動（平成22年度～：4ヶ所）
認知症サポーター※の養成（平成20年度～）
地域ICT利活用事業（地域SNS）（平成20年度～）

基本目標3 みんなで安心して暮らす

- ① 地域で防犯・防災対策
- ② 市民の権利を守る仕組みづくり
- ③ ノーマライゼーションのまちづくり

防犯・防災対策では、市民と連携した青色防犯パトロール[※]や啓発活動などを積極的に行った結果、平成19年には1,279件だった市内の犯罪認知件数が平成27年には796件と大幅に減少しました。自主防災組織についても平成18年度には82自治会中21自治会(25.6%)でしたが、平成27年度には84自治会中34自治会(40.5%)で設置されています。東日本大震災の経験などをもとに、市民意識の高揚を図り、災害発生時にもしっかり対応できる体制を整備していく必要があります。

権利擁護については、成年後見制度[※]の普及と市長申立て制度の活用を進めています。平成26年度より社会福祉協議会内に権利擁護支援センター[※]を設置し、法人後見[※]の実施や市民後見人[※]の養成を推進しています。今後も虐待の防止やDV(ドメスティック・バイオレンス)[※]防止、障害者差別の解消などを積極的に進めていく必要があります。

ノーマライゼーション[※]のまちづくりでは、福祉教育・人権教育等を推進し、心のバリアフリー[※]化に努めています。市庁舎玄関の誘導チャイム・視覚障害者誘導用ブロック[※]・障害者用駐車スペースの増設、道路整備における音声付信号機・エスコートゾーン[※]・自転車通行帯の設置、駅のエレベータ・エスカレータ・多目的トイレ[※]・視覚障害者誘導用ブロックの設置促進など、誰もが安心・安全・快適に利用できる機能向上に努めています。また、音声読上げ・文字拡大など閲覧支援機能を備えた市ホームページや広報紙のデージー[※]版など情報のバリアフリー化を推進しています。

第1次地域福祉計画における主な取組
自主防犯組織(61→77団体)
災害時要援護者登録制度(平成21年度～)
福祉サービス利用援助事業(平成19年度～:社会福祉協議会)
権利擁護支援センターの設置(平成26年度:社会福祉協議会)
市民後見人の養成(平成26年度～)
民間路線バス6路線の100%ノンステップバス導入完了(平成25年度)

基本目標4 みんなでいきいきと暮らす

- ① 健康づくり
- ② いきがいづくり

生涯を通じた健康づくりの推進と運動機能向上教室などの介護予防の取組により、要介護（要支援）認定者の割合はここ数年11%前後で推移しています。地域でスクラム健康運動事業等新たな取組を始めましたが、高齢化が進む中で健康づくりの推進は重要です。

いきがいづくりとしての生涯学習の推進では、市民の知識、技術や経験を生かす「大学塾」等の開設を目指すこととなっていましたが、平成21年度に開設後の受講者数延べ409人から、平成27年度には延べ2,780人に増加しました。今後も市民の自主的な学習・文化・スポーツ・市民活動等が活発に展開されていくことが大切です。

就労支援については、ふるさとハローワーク^{*}と連携して生活サポートセンターにおいて、障害者・生活困窮者等の就労支援を一体的に支援する体制を整備しました。今後も高齢者やひとり親世帯等の支援の連携を進める必要があります。

第1次地域福祉計画における主な取組

地域でスクラム健康運動事業（平成26年度～）

障害者・生活困窮者・被保護者就労支援の一体化（平成27年度～）

わかば大学塾の開設（平成21年度）

(2) 社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会では、平成8年3月に第1次地域福祉活動計画を策定しました。その後は、地域福祉活動計画は策定されていませんが、第1次地域福祉計画に基づき、計画の実現に向け市と協力して様々な取組を行いました。

第1次地域福祉計画における社会福祉協議会の取組
ふれあい・いきいきサロン活動の推進（10→37ヶ所）
障害者支援ネットワーク協議会の結成（平成25年度）
生活困窮者自立相談支援センターの運営受託（平成27年度）
障害者基幹相談支援センターの運営受託（平成27年度）
地域支え合い協議会の設立支援（平成23年度～：6協議会）
ファミリー・サポート・センターの運営受託（平成23年度）
助け合い隊の活動支援（平成22年度～：4ヶ所）
福祉サービス利用援助事業の実施（平成19年度～）
権利擁護支援センターの設置（平成26年度）
市民後見人の養成受託（平成26年度～）
福祉教育・ボランティア学習の推進
住民参加型在宅福祉サービス「ふれあいサービス※」の実施
ボランティア・まちづくりセンターの運営

(3) 取組状況の検証

第1次地域福祉計画は、支え合い、助け合いの仕組みづくりを目指し、市民、ボランティア、市民活動団体、事業者、社会福祉協議会及び市が協働して取り組んでいくものとししました。特に、計画になかった「地域支え合い協議会」が結成され、活動することで、市民の支え合い、助け合いは急速に進展しました。また、10年計画の中で、急速な高齢化や社会保障制度の改正などにより、必要な施策を優先して取り組みました。

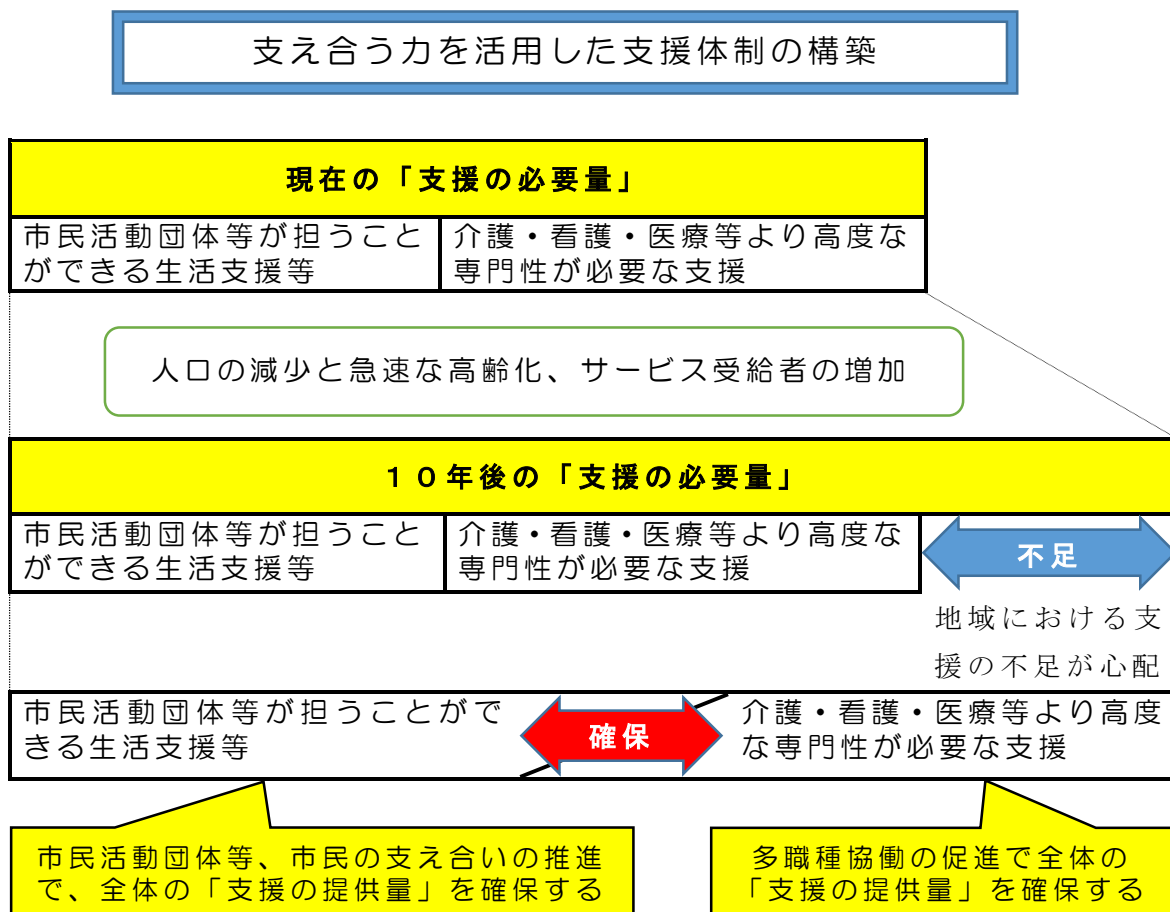
一方で、「地域福祉計画の推進体制を整備」することとししましたが、具体的な取組がなく、個々の行政課題・地域課題の解決への取組が中心となりました。

4 重点的課題

(1) 支え合う力を活用した支援体制の構築

高齢化の進展により、要介護認定者（77ページ参照）・障害福祉サービスの受給者や生活困窮者、孤立者等が増加し、地域の中で支援を必要とする人が急激に増加することが見込まれます。一方で、生産年齢人口は減少する見込み（74ページ参照）です。既に、介護・看護・医療などより高度な専門性が必要な支援を担う人材不足は顕在化しています。このままでは、支援を必要とする人に対する「支援の必要量」に比べ「支援の提供量」に不足が生じてしまいます。今後の持続可能な支援体制を構築していくためには、限られた地域資源を活用していく必要があります。

幸い、本市は、市民活動団体などが活発に活動しています。そのような活動を拡大していくことが必要です。また、高齢者の8割以上の人は、要介護等の認定は受けていない、元気な高齢者が多くいます。高齢者自身が「支援を担う人」となり、高齢者も含めた市民が参加して支援する体制を構築していく必要があります。



(2) 包括的な相談支援体制の構築

支援に関わる専門職等から「障害児を抱えた家庭、特に母子・父子家庭の場合、大変な生活状況であると思う。貧困問題、虐待等もそこに加わる場合もある。地域や関係機関とのネットワークや連携がどうしても必要である(101ページ)」、「家庭における複合的な問題に対し、行政の窓口はバラバラ。その家庭の問題を全部対応する人が必要と感じている(98ページ)」、「福祉相談窓口を一つにして、そこに行けば、様々な福祉の手続きの流れを教えてもらえるようになれば良い(98ページ)」などの意見があります。

高齢者や障害者、子ども、子育て世帯等、地域において「何らかの支援」を必要とする人や多問題を抱える家族などが暮らしています。多問題家族の支援や制度の狭間を埋める包括的な相談支援が必要です。

